

参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和三十三年四月七日(木曜日)午前十一時三十分開会

委員の異動

本日委員北畠教真君及び上林忠次君辭任につき、その補欠として西田信一君及び館哲三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君

理事 西郷吉之助君
鍋島直紹君
鈴木壽君
基政七君

委員

白井勇君
湯澤三千男君
占部秀男君
松澤兼人君
松永忠二君
米田勲君
中尾辰義君

政府委員

公正取引委員会委員長 佐藤基君
公正取引委員会事務局長 坂根哲夫君
自治庁選挙局長 松村清之君
自治庁税務局長 後藤田正晴君
事務局側 常任委員 堀永与一郎君
会専門員

説明員

自治庁長官 大村襄治君
官房調査官 鎌田要人君
自治庁税務局長 鎌田要人君
市町村税課長

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

(公明選挙運動に関する件)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日付をもつて委員北畠教真君、上林忠次君が辭任され、その補欠として西田信一君、館哲三君が委員に選任されました。

○委員長(新谷寅三郎君) まず、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

○松永忠二君 選挙局長にお尋ねいたしますが、三月三十日に、三十四年度の公明選挙常時啓発委託事業として、静岡県の選挙と浜松市の選挙の共催で、浜松市の公会堂で講演と映画の会を催そうとした。そして松竹の十六ミリ映画の「黄色いカラス」を上映しようとしたところが、浜松市の興業者協会は、興業に影響があるので、系統館から半径八キロ以内の土地で上映することは困るということでそれを拒否した。そこで、独立プロの「異母兄弟」を上映しようとしたところが、これまたいけないということで中止をさせた。無理にやるならやってみようというところで、相当な覚悟が必要だぞというような話もあったようであるし、またこれが全県的に波及してきているというような、そういう状況も

ある。こういう点について、局長はどういうふうに承知をされておるか。それを一つお聞きをしたい。

○政府委員(松村清之君) ただいまお話のございましたような事情は、私も承知しております。ただ、これは全般的な問題というよりも、むしろたまたま浜松市でそういう事態が起きたというふう聞いておるような次第であります。今後どういうふうなこれを処理していくかと、現在考案中でございますが、私も承知いたしました。は、そのような事態が起きたことにつきましても、遺憾に存じておるような次第でございます。

○松永忠二君 今私の申し上げたことに相違しておるものがあるのか、それともなお、調査をされた結果としてもう少し明白になっておる点があるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(松村清之君) ただいまお話の通りに私も承知いたしておるわけでございますが、ただ、お話の中に、このことが全般的に波及するといふようなお話のあったところは、多少私どもの承知しておるところとは違っておるようについておるのでございます。

○松永忠二君 こういうことは御存じありませんか。浜松市の興業者協会の役員会では、今後一切、上映した劇映画の十六ミリ映画は認めない。こういう決議をして、それから県の興業者協会に申し入れをして、全県に実施してほしいという要請をしたということにつ

いて、調査をされておるか、承知されておるか、この点はいかがですか。

○政府委員(松村清之君) 浜松市の興業者の組合で、その映画に関する限りまあ断る決議をしたようなことは聞いておりますが、これを全県下でどうすると、こういうようなことは、私も承知してはまあ聞いてはいないわけなんです。

○松永忠二君 そうすると、今のお話で、あなた方が承知されておるのは、浜松市の興業者協会がまあこういう申し合わせをしたということについては、承知をされておるということですか。

○政府委員(松村清之君) その通りでございます。

○松永忠二君 なお一つこれをお調べをいたしたいと思うのであります。が、その決議を県の興業者協会に申し入れをして、全県に実施をしてほしい、これを通達をしてほしいといふことを要請し、続いて三十一日に伊東市で開かれようとしたこういう事業に対して、そういう点についていろいろ問題が起きているというようなことについて、なお一つ調査をされることを要望しておきます。

○政府委員(松村清之君) 今後調査いたします。

○松永忠二君 公取の委員長にお聞きをするのであります。公取として、こういう事態について御承知でありますか。あるいは、調査をされておるのでありますか。その結果をお聞きをしたい。

○政府委員(佐藤基君) 十六ミリの劇映画の問題につきましては、前に文部省の方から話がありまして、当時におきましては具体的な事件についての話でもなかったもので、私も承知しては、一般的なまあ監視と申しますか、そういうことをやっておったのです。ところが、去年あたりから具体的に事件が発生したということを知りまして、それじゃもっと具体的に調べなきゃいかんという態度をとっておるのでございます。ことに、最近静岡県で今のお話のようなことがありまして、現在係官を現地に派遣いたしまして、実情を詳細に調べており、それによって結論を出す、こういう段階であります。

○松永忠二君 これは局長の方からお答えをされてけつこうであります。が、その系統館なり映画館の承認がなければ、半径八キロ以内の所で上映してはいけないという制限をつけている映画会社は今幾つ、どういふ会社があるのか、一つ。

○政府委員(坂根哲夫君) 私の聞いております限りでは、東宝を除いてはかの五社が、そういう拘束付といいますが、契約書を結んでおるようであります。それから、八キロ云々という言葉が入っているのは、東映の契約文書の中には入っていないように私記憶いたしております。

○松永忠二君 東映を除いたほかのものについては、八キロまたは二里という制限をつけているということにつ

ては、御承知だと思ふんですが、この点いかがです。

○政府委員(坂根哲夫君) 私、丁承ししております。

○松永忠二君 公取の委員長にお聞きをしたいのでありますが、文部省の視察員あたりから、この問題について見解を公取に尋ねられた。その後、その結果によって文書的な質問をしたいと思いますという気持を持っておられて連絡をされたことは相当古いことだと思ふ。で、現在こういう問題についてトラブルが起こっているということについて、あなたのお話では、最近というお話があったようでありましてけれども、この点はむしろそれではなくて、相当前にそういう問題があった、最近またそういう問題が起こりつつあるという状況じゃないかと思ふのです、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤基君) 私の聞いている範囲では、文部省から話があったのはだいぶ前で、それで一般的な、何と申しますか、監視と申しますか、まあやっていたところが、去年あたりから——まあことしもそうですが、具体的な事件が発生したので、さらにその事件について調査をする。まあはつきり申しますと、文部省から話があったのはだいぶ古いらしいのですが、委員会の方にも報告がなかったで、われわれとして、何と申しますか、だいぶ意見が——ほうっておくというほどでもないのですけれども、あまりきばきとやらなかったというところは、非常に遺憾に存じております。

○松永忠二君 こういう事実は御承知でありますか。農協の役員連盟で作っている全国盟友大会というものが、この農協の映画事業推進に関する決議というものを上げています。映画配給会社は、フィルム配給にあたって、常設館より八キロ以内上映禁止の条件を即時撤廃すること、そういうふうな決議を上げたことがある。これはもう相当古いことなんです。それで、その当時から実は非常に問題になっておった事柄であったのですが、この点は、公取の委員長はまあ新しいようでありまして、相当やりの問題について的確に事実を承知されているのではないかと申す。これはいかがですか。

○政府委員(坂根哲夫君) ただいまのお話の点は、はなはだ申しわけないこととございしますが、そういう決議があったというところは私も存じておりません。

それから、ただいま私の方の委員長から申し上げましたように、たしか二年半ぐらい前に、文部省からそういう相談があったというのを審査部の方の係の人から聞きましてけれども、これも、一般的にその事態を見るというふうな程度にとどまっております。今御質問のように、こまかくこれを追及していくというところはいたしません。去年あたりから、兵庫の問題とか、いろいろ問題がありましたものですが、具体的にいろいろ案件を集めて調査した、こういうこととございします。

○松永忠二君 私が申し上げたのは昭和三十一年です。この問題が非常にトラブルを起こしたのは、昭和三十一年、三十二年の間に非常に問題を起こした。当時このために半分は、実際のところ農協あたりの映画の会ができな

い。これでは、農協自身で映画を作る以外には方法はないじゃないか、しかし、そういうことも非常に困難であるので、何とかしてやはりこういうふうな問題を解決していかねばならぬ、ないというところから、昭和三十一年にこの決議が上がっているわけですが、三十二年ごろに非常に各地でそういうトラブルが起こった事実等について、やはり相当的確につかんでおるべき性質のものだと私は思うのです。これだけに決議を上げるというのは、全国大会でありますから、この第七回全国盟友大会決議にそれが出ている。だから、こういう点については、やや手ぬるい点があるのではないかと思ふのでありますが、これは公取そのものの問題にもなると思ふのであります。この歴年の一体公取の事件の審査件数等を調べてみるというところ、だいぶ年々減っているというわけですが、しかもそれは、認知なんというものが、だいぶ審査件数が減っているというふうな事実から考えてみて、もう少しやはり公取の委員会が、こういうふうな問題、要するに独占禁止法に關係した問題に關して、公取本来の活動を活発にする必要があるというところは私は考え込んでおります。委員長は、そういう問題についてどう御見解を持たれておりますか。

○政府委員(佐藤基君) われわれいわゆる独占禁止法その他の關係法律の執行に当たつたわけでありまして、御承知の通り、この法律は、自由な公正な競争というところを前提とし、しかも、消費者であるとか、中小企業者、農民等のどちらかというところ産業的にあまり発言権のない、こういう階級の利益を

はかるというところを考えておるのであります。その見地から、できるだけ、われわれの方でいたしましては、この法律の趣旨が達成せられるようにやっております。ただ、今のお話の通り、事件があつて、あるいは事件らしきものがあつて、それをほうっておいたというところになれば、はなはだ相済みぬのでありますが、その審査件数が減つておるといふことは、事件が少ないので、減つておるのか、あつてもこれを手をつけなくて減つておるかというところは、ちょっと私今どう答えていかかわりませんが、いずれにいたしましても、私もいたしましては、消費者、中小企業者、農民等のために独禁法の施行というところを考えると、そのためにできるだけの努力をしておる次第であります。

○松永忠二君 この十六ミリ映画の、特にその上映の制限という問題については、どう御見地から、どう御立場から調査をされているのか、また、私たちとしては、一応の考え方を持っていますのでありますが、特にこれについては、独占禁止法の二条七項の四に該当する疑いがあるのではないかと申す。つまり、自己の「相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引する」というようなことに該当するのではないかと、こういうふうな考え方を持つのでありますが、こういう一つ法律上の立場に立つて、そういう問題の疑念に立つて調査をされておるか、その点はいかがでありますか。

○政府委員(坂根哲夫君) ただいまのお話でございますが、公取の方の問題は、これを正式に取り上げますと、事件

の案件については、三十八条の規定がございまして、事件の内容または法の適用について漏らすことができないという建前になっておまして、先ほど委員長が申し上げましたように、正式にこれを取り上げて研究しておるといふ過程でございまして、詳細にこちらを疑問というところにはお答えしにくい、あるいは御満足いかぬかと思ひますが、仰せのように、この問題は、そういう拘束付の契約を結んでおるといふところに問題があるかと思つて、今いろいろ研究いたしている次第であります。

○松永忠二君 そうすると、どの文章にどうということまで詰りますというところは、責任ある立場から言えない。すでに調査をしておるのだが、しかし、こういう制限をつけて取引をするというところの適否あるいはその制限の内容の適否というふうな問題については、やはり現在の法律の中では、独占禁止法という立場からこの問題を調査し、検討していくということが必要だとお考えになっておられるのですか。

○政府委員(坂根哲夫君) そのように考えておりますから、今、鋭意審査部で審査検討をされている次第でございます。

者が他の者の行動を予測し、これと歩調をそろえる意思で同一行動に出たような場合には、これらの者の間に、右にいう意思の連絡あるものと認めるに足るものと解する、こゝろいうふりな審決例が出てゐるわけですが、こゝろいう点についても、やはり一つの疑義を持つておるわけなんです、この点については、あなたは、どういふふうな御見解を持たれるのですか。

○政府委員(坂根哲夫君) 今、松永委員のお話のような内容であれば、あるいは独禁法二条の共同行為の疑いがあるかも知れませんが、共同行為の内容というものは、私が先ほど申し上げましたように、もちろん各社が同じような契約のようでごさいます、それがどういふ環境を入れて、どういふ工合にしてやられたかということが非常に問題になるのでございますから、疑いはあるかも知れませんが、それだからといって、すぐその問題を引っぱり出すということも、確実には言えないのではないかと思ひます。

○松永忠二君 それじゃこゝろいふふうな点については、やはり調査をし審議をしていく必要があるというふうに考へておられますか。

○政府委員(坂根哲夫君) もちろん、その契約書を集めていろいろ研究しておる過程に、製作会社の方にさういふ共同行為のやうなものがあるかというところがわかつて参りますれば、もちろんそれは問題になり、研究しなければならぬと考へておられます。

○松永忠二君 前に話をしましたように、今後一切、一度上映した映画については、十六ミリの上映を許可しないようにしよう、こゝろいふことを浜松市

の興業協会が決議をした。それからまた、これについて、あとの問題については、まだはつきり答弁はないのです、が、私の承知しているところでは、県の興業協会に、全県にこれを実施することを要望しているといふことなのであります。それで、これ自体は、独禁法の上においても一つの問題の点があると思ひます。これは、こゝろいふ問題も多いと思ひます。これは、こゝろいふ問題も多いと思ひます。これは、こゝろいふ問題も多いと思ひます。

○政府委員(坂根哲夫君) さういふ事実は、私の方で現地に於ける連中の調査を聞きまして判断をいたしたいと思ひますが、今、先生のおっしゃいましたように、事業者団体が構成事業者の機能を制限するといふことになれば、第八条の問題が出てくると思ひます。しかしこれは、さういふ事態をもう少し見ないと、すぐ法律判断が出てこないと思ひます。さらにこれは、映画館の場合は、環境衛生法の方であるいは問題の展開が可能かと思ひますが、これはしかし、環境衛生法の適正化規定

の解釈の問題とからんで参りまして、なかなかむずかしい問題がありますので、それはそれといたしまして、事業者団体の問題が今言われたやうな事実であれば、われわれとしては当然研究しなければならぬと考へております。

○松永忠二君 こゝろいふことについては御承知でありましかうか。全国興行環境衛生同業組合連合会というものが各府県の同業組合に、十六ミリの映画事業に於いては、組合が干渉してトラブルを起ささないやうにしようといふことを指導しているといふことを聞いておるわけですか。こゝろいふ事実は御承知でありますか。

○政府委員(坂根哲夫君) 全国の場合には、私承知しておりませんが、愛知県は、映画館の同業組合の連合会がさういふ指導をされて、愛知県のトラブルがややおさまつたといふ話は聞いています。

○松永忠二君 さうすると、まあ私の聞いたのは、全国環境衛生同業組合の連合会でも、さういふふうな点について配慮をしているといふことでありますが、静岡について特にさういふふうな問題が起つてきているといふふうな点については、やはり愛知県の事例等を考へてみても、興行協会として善処を考へていく必要があるといふふうには私は考へるのですが、こゝろいふ点については調査をされてゐるし、また、調査の段階であつたにしても、他府県の事例等を示して、さうしてこの問題のトラブルを起ささないといふやうな点については、公正取引委員会としては、さういふ要請なり処置をし

るかどうか、いかがですか。

○政府委員(坂根哲夫君) 私どももいたしましては、独禁法に違反するかどうかという問題を調べるわけでございますが、違反する疑いがある場合に、断るの非常にもうさうい問題でございすから、その問題は別といたしまして、独禁法の問題になり得るという点で調査してゐる過程において、さういふ連合会なり業界の方で自粛されうて、問題を円満に解決されていくといふことにはもちろん異議は——異議と申しますか、大いにけっこうなことではないか、こゝろ考へております。

○松永忠二君 けつこゝろなことではないかといふやうなことはなくて、事実、今お話のように、昭和三十一年、二年ころから問題が起つて、公取の委員長も言われてゐるやうに、すでに暴行事件等も起つてゐるわけですが、積極的に公取の委員会としても調査をしている段階である。だから、そのもの自体が独禁法の上に調査をするやうな案件である。その上に、今話の出ているやうに、現実に、今局長が話した通り、浜松市自身については同業者がさういふ決議をしてゐる。それをまた全県的にも実施をしてほしいといふ要望をしてゐるという点に於いては、これはやはり、さういふ問題について、今取り上げてゐる場としては公取の委員会であり、法律的には独禁法であるといふことから考へてみて、やはりこゝろいふ段階におけるこゝろいふ問題についての処置の仕方を指導していくとか、あるいはこれを、いたずらなトラブルを起ささないといふやうな点については、あなたの方でやる責任があると思ひます。いかがですか。

○政府委員(佐藤基君) 私どもの方をいたしましては、独禁法に違反するかどうかという問題を調べるわけでございますが、違反する疑いがある場合に、断るの非常にもうさうい問題でございすから、その問題は別といたしまして、独禁法の問題になり得るという点で調査してゐる過程において、さういふ連合会なり業界の方で自粛されうて、問題を円満に解決されていくといふことにはもちろん異議は——異議と申しますか、大いにけっこうなことではないか、こゝろ考へております。

○松永忠二君 できるだけの指導を望みます。特にあなたの方が調査したからといって、直ちに審決がすぐできるといふものでもない。その間に、とにかくさういふものに触れないやうな方法が他の府県において行なわれておるといふ事実の中から、他府県ではさういふ事例があるといふことを具体的に示して、さうしてこの問題の解決をしていくといふ点について助力をしていくといふことは必要だと私は思ひます。いかがですか。

○政府委員(佐藤基君) ただいまのお話、ごもっともでありまして、われわれの方としても、その方向に向かつていくつもりでございます。

○松永忠二君 選挙局長にお尋ねするのでありますが、国は、約九千八百万の予算を出して常時啓発の運動をやつておる——委託しておるわけですか。なお、自治庁の告示で定められておる公明選挙常時啓発委託事業要綱というも

三

のによると、その中には、「委託事業の実施に当たっては、「次の事項に留意しなければならない。」その七番には、「都道府県又は市町村の巡回映画班、スライド映画班等との相互提携をもつこと。」というようなことも出ておるわけです。それから、これだけのたくさんの金が全国的に使われていくということ、それからなお、こういう映画会等をあわせて持つてこの事業が非常に効果を上げておる地域もあるわけです。そういうようなことを考えてみたときに、やはりこういう見地から、こういうことがむしろ積極的に映画館とかそういうところから了解が得られて、こういう映画会の活動をあわせて持つて啓発運動が円満に行なわれていくということが必要だと私たちは思うのです。そういうふうな見地から、今度の問題について、積極的にどういうふうな助力をしていくお考えであるのか。静岡県選管あるいは浜松の選管等に対して、どういうふうな積極的な協力というものをしていく気持があるのか。そういう点についてお話を聞きたい。

○政府委員(松村清之君) 選挙の常時啓発の内容の一つとして講演等とあわせて映画の上映をするということが行なわれておるわけですが、これににつきましては、今回のようなトラブルの起きましたのは、私の知る限りでは初めてでございます。初めての事件にぶつかったわけでございます。常時啓発として、こういった劇映画の上映が絶対的に必要だとは考えませんけれども、しかし、やはりそういった映画を上映することは、常時啓発を進めていく上において望ましいことだと

考えておるのでございます。従いまして、この浜松市以外の地域においては、あまりこの問題が従来起きていないのでございますが、今回のこういった事態にかんがみまして、一つよく十分事情を調査して、映画業者の方にもあるいは特殊な事情があったのかも知れませんし、その辺のところを十分調査いたしまして、またこの問題は、選挙の常時啓発だけに限らず、社会教育等の場面においてもこれは問題になることだと存じますので、文部省等とも十分連絡をはかりまして、関係者の間で話し合つて、円満に解決するように努力していきたいと思つております。

○松永忠二君 最後に公取の委員長にお尋ねするのですが、この問題については、公取としては、やはり早急に調査をして、結論を出していくということについて、大体どんなめどを持たれておられるか。

○政府委員(佐藤基君) この問題につきましては、実は審査部である程度、抽象的と申しますが、調査は進んでおるのでございます。それで、さらにその調査の段階におきまして、ただいま申しました静岡県の事件ですが、そういうものが起こったわけでございます。さらにそういう点に力を注いで結論を出そうと、こういう段階でありますから、私どもの方では、最近におきましては、お話もありましたので、一生懸命実は審査部の方で調査をしております。ただいつ結論が出るかと言われると、実は私どもの方のやり方は、審査部である程度の調査をし、それについて独断上どうなるかという見解を委員会に出すわけでありまして、そこで、委員会においては、それに基

づいて各委員が討議をするというふうになりますので、問題によりましますと、法律上いろいろな疑義が起つたり、あるいはまた、その違反事件ということとするために、十分な証拠といたうことになりましますという、思わぬ時間がかかることがありますので、従つて、いつということは申し上げませんが、とにかく非常に調査が進んでおるといふことは申し上げることができると思ひます。

○松永忠二君 この問題は、さっきから話が出てくるように、相当早くから問題が起つておる。文部省自身が持ち出したのも相当早い。決して今突然起つてきた問題でなくて、十分な調査期間もあつたはずだと思ひます。

私も、このこと自体が、実は単にここでは公明選挙の常時推進として問題になつてきたけれども、たとえば、農協の問題あるいは青年団、婦人会あるいは私たちの聞いているのは、現在でもPTAで映画会をやつていたのを業者が乗り込んで来て、上映の禁止をしてしまつたというふうな事例もあるのです。こういう点についてやはり一応早く結論を出していくべきではないか。また、結論を出してほしいということも相当強い要望があるわけなんです。映画事業そのものについては私はきょう申し上げないが、まだほかに、実は六社協定のごときも問題がある。だから、映画業者のやつては、製作者のやつては行為については、必ずしも、世上これが公平に見て、非常に正しく行なわれているとばかりは言われなないのである。だから、こういうふうな問題をいたずらにずるずるしているようなことについては、やはり公正取

引委員会の公正な審議ということについて疑義を抱かせるものになると思ひます。この点については、相当速度も進んでおるようであるので、一つ早く結論を出されるときにも、その結論を出すその途中におけるいわゆる問題についてのいたずらな紛争というものについては、もう少し積極的に、いろいろ円満に行なわれていくところの事例等も取り上げて、これをうまくいくような場合に、積極的に行動していただきたいということに特に私要望しておくわけでありまして、最後に一つ、その点について委員長のお考えを聞かせていただきたい。

○政府委員(佐藤基君) ただいまの御意見も一つと、われわれも同じような考えを持つております。この事件の取り上げ方と申しますか、調査が、初めの文部省の話があつたときから見ると、だいぶおくれしておることは事実でありまして、相済みぬ話であります。最近におきましては、お話もありましたし、われわれもいたしまして、先ほど申し上げました通り、非常に調査が進んでおりました。ことに今度の静岡にも係官を派遣しておるような状態でありまして、そう長くはかからぬと思ひますし、またこれは、社会教育に関する問題でありますので、きわめて重大な問題でありますので、御趣意もありませんし、われわれも同感でありまして、できるだけ早く結論を出して、業界のトラブルをできるだけ少なくしていきたいというふうに考えます。

○委員長(新谷寅三郎君) 調査事項の審議は、この程度にいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、後藤田税務局長から、提案理由に対する補足説明を聴取したいと思ひます。

○政府委員(後藤田正晴君) ただいま御審議を願つております地方税法の一部を改正する法律案の逐条関係について、簡単に補足の説明を申し上げたいと思ひます。

まず二十三条の第二号の改正規定でございますが、これは、国税徴収法の施行に伴います関係法律の整理に関する法律の規定によりまして、法人税法の第四十二条第七項の規定の一項が繰り上がつて、そして第六項になつたため規定の整理でございます。これと同じ趣旨のものが第六十四条の後半、第二百九十二条第十一号及び第三百二十七条後半の改正規定でございます。

次に、二十四条第一項第四号の改正規定でございますが、これは、第五十三條に一項を追加したための整理規定でございます。なお、これと同様な規定は五十二條、五十三條第七項、五十六條、六十四條の前半、第二百九十四條、第三百二十二條、第三百二十一條の十二及び第三百二十七條の前半の改正規定でございます。

次に、五十三條及び第三百二十一條の八第六項の新たな規定でございますが、これは、昨年の十二月に、名古屋付近を中心として襲いました災害の実情にかんがみまして、法人税法の一部改正が行なわれましたが、これに伴いまして、次のような理由で新たに規定を置こうとするものでございます。法人税におきましては、青色申告人で欠

損を生じたものが前一年以内に法人税を納付いたしておりたときは、欠損の繰り戻しによる還付制度が認められておりますが、住民税の法人税割に於いては、この還付の制度にかましまして、当該損失を繰り越し控除の方法によつて翌事業年度以降の法人税割の課税標準でございませう。法人税額から控除する、こういうことによつて均衡を保たせているのでございませう。ただこの規定は、連続して青色申告を提出いたしておつたものに限られております。ところが、昨年の法人税法の一部改正によりまして、いわゆる白色申告の法人につきましても、被災のたなおろし資産と被災の固定資産、これらの損失につきましても、五年間繰り越して損金に算入をする、こういうことが認められることになったのでございませうが、欠損の繰り戻しによる還付を受けました法人で、被災のたなおろし資産及び被災の固定資産の損失を持つておりますものが青色申告の提出が認められなくなつた。つまり途中で白色に変わったという場合には、現行の規定のままでは繰り越し控除が認められないということになりまして、白色申告法人の間に均衡を失するということになりますので、この場合におきましても、繰り戻し還付を受けた法人税額のうち、被災の資産の損失にかかる部分については繰り越し控除を行なうことができるというものを政令で規定をしようとする、こういうものでございませう。

次に、第二百九十二条の改正規定及び第二百九十五条の改正規定でございませう。これは、市町村住民税の用語のうち、「不具者」を「障害者」に、「めくら」を「失明者」に改めようとするものでございませうが、これは、一般の法律用語がこのようになつておりますので、

それにこの際平仄を合わせておきたい、かような趣旨でございまして、実体が変わるわけではございませう。次に、三百三十三条の改正規定でございませうが、これは、昭和三十四年度の所得税の減税に際しては、昭和三十五年以降に降住民税の所得割に於いて減税を行なうとするものでございませう。すなわち、昨年のいわゆる七

分の一、三万円をこえる金額百分の三、八万円をこえる金額百分の四とありませうのを、五万円以下の金額百分の二、五万円をこえる金額百分の三、十万円をこえる金額百分の四に改めて、住民税の減税を行なうとするものでございませう。

以上が逐条の簡単な御説明でございませう。

次に、第七十二条の十七の改正規定でございませうが、これは、昨年の所得税法の一部改正に伴ひまして、個人の事業税に於いて被災のたなおろし資産の損失の繰り越しに關する規定を設けようとするものでございませう。所得税におきましては、昭和三十四年度から震災、風水害、火災等によつて、たなおろし資産に於いての損失があつた場合の損失の金額につきましても、いわゆる白色申告の個人でございませうが、前年以前三年間の各年に生じたものにつきましても、その年の所得から控除する、こういうことに改正をせられたのでございませう。この被災のたなおろし資産の損失の金額は、事業所得の計算における必要経費に算入されるものでございませう。所得税における一般の資産の損失に於いてのいわゆる繰越控除のように、損税力を考慮する所得控除とはその性質が異なつております。また一般の事業経営上の損失とも損失の発生理由が違つてございませう。事業税におきましても、所得税の改正に際しては、これと同じような取り扱いに改めようとするものでございませう。

次に、第二百九十二条の第八号及び第二百九十五条の改正規定でございませう。これは、市町村住民税の用語のうち、「不具者」を「障害者」に、「めくら」を「失明者」に改めようとするものでございませうが、これは、一般の法律用語がこのようになつておりますので、

それにこの際平仄を合わせておきたい、かような趣旨でございまして、実体が変わるわけではございませう。次に、三百三十三条の改正規定でございませうが、これは、昭和三十四年度の所得税の減税に際しては、昭和三十五年以降に降住民税の所得割に於いて減税を行なうとするものでございませう。すなわち、昨年のいわゆる七

分の一、三万円をこえる金額百分の三、八万円をこえる金額百分の四とありませうのを、五万円以下の金額百分の二、五万円をこえる金額百分の三、十万円をこえる金額百分の四に改めて、住民税の減税を行なうとするものでございませう。

以上が逐条の簡単な御説明でございませう。

〇委員長(新谷三郎君) 本案に對し、御質疑のある方は、順次御發言を願ひます。

〇占部秀男君 簡単に、今度の改正の方針について、内容の一、二の点についてお伺いをいたしたい。

今度の地方税の改正の法案を見ると、去年の国税に伴う措置がほとんどである。で、新しくいわゆる地方税の減税、こういう問題はほとんどない、どう思ふのでありますか、そうでありませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 今回の地方税法の改正案の中には、御指摘の通り、新たなこれ以上外の減税措置というものは、実は考えておらないのでございませう。私どもとしては、従来から、一般の国民の皆さんからはもちろんのこと、当委員会等におきましても、いろいろな観点から減税の御要望を受けておりまして、私どもとしては誠実にこれを実行しなくちゃならぬという責任を痛感をしていたしております。今度の地方税法の改正案の中に、公約の住民税減税以外の事項について減税事項を繰り込めなかつたということに對しましては、私どももいたしまして、実は心苦しく思つておる次第でございませう。ただ、御承知の通りに、伊勢湾台風その他

方税を通じて本年はむずかしからうというふうな判断に立ちまして、やむなく私どももいたしまして、従来からの経緯は十分承知をいたしておりますものの、本年度の減税の中にはそれは繰り込まなかつた、こういう次第でございませう。

〇委員長退席、理事西郷吉之助君着席

〇占部秀男君 局長は心苦しく思つておるけれども、地方財政の今の現状からして今度は繰り込まなかつたのだと、こういうふうな御答弁でございませうが、先ごろ発表された三十五年度の地方財政計画を見ますと、地方税の増収というものは、前の当初計画、三十四年度の当初計画に比べて八百一億もふえておるといふ見積り方をしておるわけでありませう。これは、全国の地方団体の予算上の集計といひますか、そういうものとも幾分か違ひでせうし、もちろん決算面からいひますと、これは違つてくると思ふのですけれども、大勢としては八百一億といふ大きな収入を見込んで、特に地方財政の基礎の確立であるとか、税外負担の軽減であるとか、いろいろな新しい新しい引き上げをしようというふうな仕事もこれに伴つてもくろまれておるわけですが、八百一億といふ大きな増加というものは、私は、かつて地方財政計画の中でまだ見込まれたものはない、これはいかがでございませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 御指摘の通りに、昭和三十五年度の地方税の収入見積り額は、三十四年度の当初と比べてまして考えますと、八百一億の増

分の一、三万円をこえる金額百分の三、八万円をこえる金額百分の四とありませうのを、五万円以下の金額百分の二、五万円をこえる金額百分の三、十万円をこえる金額百分の四に改めて、住民税の減税を行なうとするものでございませう。

以上が逐条の簡単な御説明でございませう。

〇委員長(新谷三郎君) 本案に對し、御質疑のある方は、順次御發言を願ひます。

〇占部秀男君 簡単に、今度の改正の方針について、内容の一、二の点についてお伺いをいたしたい。

今度の地方税の改正の法案を見ると、去年の国税に伴う措置がほとんどである。で、新しくいわゆる地方税の減税、こういう問題はほとんどない、どう思ふのでありますか、そうでありませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 今回の地方税法の改正案の中には、御指摘の通り、新たなこれ以上外の減税措置というものは、実は考えておらないのでございませう。私どもとしては、従来から、一般の国民の皆さんからはもちろんのこと、当委員会等におきましても、いろいろな観点から減税の御要望を受けておりまして、私どもとしては誠実にこれを実行しなくちゃならぬという責任を痛感をしていたしております。今度の地方税法の改正案の中に、公約の住民税減税以外の事項について減税事項を繰り込めなかつたということに對しましては、私どももいたしまして、実は心苦しく思つておる次第でございませう。ただ、御承知の通りに、伊勢湾台風その他

方税を通じて本年はむずかしからうというふうな判断に立ちまして、やむなく私どももいたしまして、従来からの経緯は十分承知をいたしておりますものの、本年度の減税の中にはそれは繰り込まなかつた、こういう次第でございませう。

〇委員長退席、理事西郷吉之助君着席

〇占部秀男君 局長は心苦しく思つておるけれども、地方財政の今の現状からして今度は繰り込まなかつたのだと、こういうふうな御答弁でございませうが、先ごろ発表された三十五年度の地方財政計画を見ますと、地方税の増収というものは、前の当初計画、三十四年度の当初計画に比べて八百一億もふえておるといふ見積り方をしておるわけでありませう。これは、全国の地方団体の予算上の集計といひますか、そういうものとも幾分か違ひでせうし、もちろん決算面からいひますと、これは違つてくると思ふのですけれども、大勢としては八百一億といふ大きな収入を見込んで、特に地方財政の基礎の確立であるとか、税外負担の軽減であるとか、いろいろな新しい新しい引き上げをしようというふうな仕事もこれに伴つてもくろまれておるわけですが、八百一億といふ大きな増加というものは、私は、かつて地方財政計画の中でまだ見込まれたものはない、これはいかがでございませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 御指摘の通りに、昭和三十五年度の地方税の収入見積り額は、三十四年度の当初と比べてまして考えますと、八百一億の増

分の一、三万円をこえる金額百分の三、八万円をこえる金額百分の四とありませうのを、五万円以下の金額百分の二、五万円をこえる金額百分の三、十万円をこえる金額百分の四に改めて、住民税の減税を行なうとするものでございませう。

以上が逐条の簡単な御説明でございませう。

〇委員長(新谷三郎君) 本案に對し、御質疑のある方は、順次御發言を願ひます。

〇占部秀男君 簡単に、今度の改正の方針について、内容の一、二の点についてお伺いをいたしたい。

今度の地方税の改正の法案を見ると、去年の国税に伴う措置がほとんどである。で、新しくいわゆる地方税の減税、こういう問題はほとんどない、どう思ふのでありますか、そうでありませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 今回の地方税法の改正案の中には、御指摘の通り、新たなこれ以上外の減税措置というものは、実は考えておらないのでございませう。私どもとしては、従来から、一般の国民の皆さんからはもちろんのこと、当委員会等におきましても、いろいろな観点から減税の御要望を受けておりまして、私どもとしては誠実にこれを実行しなくちゃならぬという責任を痛感をしていたしております。今度の地方税法の改正案の中に、公約の住民税減税以外の事項について減税事項を繰り込めなかつたということに對しましては、私どももいたしまして、実は心苦しく思つておる次第でございませう。ただ、御承知の通りに、伊勢湾台風その他

方税を通じて本年はむずかしからうというふうな判断に立ちまして、やむなく私どももいたしまして、従来からの経緯は十分承知をいたしておりますものの、本年度の減税の中にはそれは繰り込まなかつた、こういう次第でございませう。

〇委員長退席、理事西郷吉之助君着席

〇占部秀男君 局長は心苦しく思つておるけれども、地方財政の今の現状からして今度は繰り込まなかつたのだと、こういうふうな御答弁でございませうが、先ごろ発表された三十五年度の地方財政計画を見ますと、地方税の増収というものは、前の当初計画、三十四年度の当初計画に比べて八百一億もふえておるといふ見積り方をしておるわけでありませう。これは、全国の地方団体の予算上の集計といひますか、そういうものとも幾分か違ひでせうし、もちろん決算面からいひますと、これは違つてくると思ふのですけれども、大勢としては八百一億といふ大きな収入を見込んで、特に地方財政の基礎の確立であるとか、税外負担の軽減であるとか、いろいろな新しい新しい引き上げをしようというふうな仕事もこれに伴つてもくろまれておるわけですが、八百一億といふ大きな増加というものは、私は、かつて地方財政計画の中でまだ見込まれたものはない、これはいかがでございませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 御指摘の通りに、昭和三十五年度の地方税の収入見積り額は、三十四年度の当初と比べてまして考えますと、八百一億の増

分の一、三万円をこえる金額百分の三、八万円をこえる金額百分の四とありませうのを、五万円以下の金額百分の二、五万円をこえる金額百分の三、十万円をこえる金額百分の四に改めて、住民税の減税を行なうとするものでございませう。

以上が逐条の簡単な御説明でございませう。

〇委員長(新谷三郎君) 本案に對し、御質疑のある方は、順次御發言を願ひます。

〇占部秀男君 簡単に、今度の改正の方針について、内容の一、二の点についてお伺いをいたしたい。

今度の地方税の改正の法案を見ると、去年の国税に伴う措置がほとんどである。で、新しくいわゆる地方税の減税、こういう問題はほとんどない、どう思ふのでありますか、そうでありませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 今回の地方税法の改正案の中には、御指摘の通り、新たなこれ以上外の減税措置というものは、実は考えておらないのでございませう。私どもとしては、従来から、一般の国民の皆さんからはもちろんのこと、当委員会等におきましても、いろいろな観点から減税の御要望を受けておりまして、私どもとしては誠実にこれを実行しなくちゃならぬという責任を痛感をしていたしております。今度の地方税法の改正案の中に、公約の住民税減税以外の事項について減税事項を繰り込めなかつたということに對しましては、私どももいたしまして、実は心苦しく思つておる次第でございませう。ただ、御承知の通りに、伊勢湾台風その他

方税を通じて本年はむずかしからうというふうな判断に立ちまして、やむなく私どももいたしまして、従来からの経緯は十分承知をいたしておりますものの、本年度の減税の中にはそれは繰り込まなかつた、こういう次第でございませう。

〇委員長退席、理事西郷吉之助君着席

〇占部秀男君 局長は心苦しく思つておるけれども、地方財政の今の現状からして今度は繰り込まなかつたのだと、こういうふうな御答弁でございませうが、先ごろ発表された三十五年度の地方財政計画を見ますと、地方税の増収というものは、前の当初計画、三十四年度の当初計画に比べて八百一億もふえておるといふ見積り方をしておるわけでありませう。これは、全国の地方団体の予算上の集計といひますか、そういうものとも幾分か違ひでせうし、もちろん決算面からいひますと、これは違つてくると思ふのですけれども、大勢としては八百一億といふ大きな収入を見込んで、特に地方財政の基礎の確立であるとか、税外負担の軽減であるとか、いろいろな新しい新しい引き上げをしようというふうな仕事もこれに伴つてもくろまれておるわけですが、八百一億といふ大きな増加というものは、私は、かつて地方財政計画の中でまだ見込まれたものはない、これはいかがでございませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 御指摘の通りに、昭和三十五年度の地方税の収入見積り額は、三十四年度の当初と比べてまして考えますと、八百一億の増

分の一、三万円をこえる金額百分の三、八万円をこえる金額百分の四とありませうのを、五万円以下の金額百分の二、五万円をこえる金額百分の三、十万円をこえる金額百分の四に改めて、住民税の減税を行なうとするものでございませう。

以上が逐条の簡単な御説明でございませう。

〇委員長(新谷三郎君) 本案に對し、御質疑のある方は、順次御發言を願ひます。

〇占部秀男君 簡単に、今度の改正の方針について、内容の一、二の点についてお伺いをいたしたい。

今度の地方税の改正の法案を見ると、去年の国税に伴う措置がほとんどである。で、新しくいわゆる地方税の減税、こういう問題はほとんどない、どう思ふのでありますか、そうでありませうか。

〇政府委員(後藤田正晴君) 今回の地方税法の改正案の中には、御指摘の通り、新たなこれ以上外の減税措置というものは、実は考えておらないのでございませう。私どもとしては、従来から、一般の国民の皆さんからはもちろんのこと、当委員会等におきましても、いろいろな観点から減税の御要望を受けておりまして、私どもとしては誠実にこれを実行しなくちゃならぬという責任を痛感をしていたしております。今度の地方税法の改正案の中に、公約の住民税減税以外の事項について減税事項を繰り込めなかつたということに對しましては、私どももいたしまして、実は心苦しく思つておる次第でございませう。ただ、御承知の通りに、伊勢湾台風その他

方税を通じて本年はむずかしからうというふうな判断に立ちまして、やむなく私どももいたしまして、従来からの経緯は十分承知をいたしておりますものの、本年度の減税の中にはそれは繰り込まなかつた、こういう次第でございませう。

収の見込みでございます。ただ、御承知の通りに、三十四年度の当初見込みがいわゆる三十三年度のなべ底時代に見積もりをいたしました関係上、三十四年度のいわゆる岩戸景気というよりなものを予想しておりませなんだので、比較の見積もりが低目であったというところから、現実には、三十四年度は三百七十億程度の増収が実際問題としては生ずるはずでございます。そこで、その三百七十億程度を含めたものは、すでに財政規模としてはふくらんでおるといふことになりましますので、実質の増収見積もりは約四百三十億程度ということでございます。しかし、いずれにせよ、地方財政の上から見ましては、非常な増収が見積もられておるといふことは、これは争えない事実でございますけれども、まあ私どももいたしましては、現在何と申しまして、地方財政の面は、まだまだ再建団体も再建の過程にございまして、法定外普通税なり、あるいは重課課税なり、あるいは税外負担といったものを多額にかかえておる、いわゆる地方財政の不健全要素というものがあつたわけでございます。従いまして、これらの増収は、経費の当然増に充てられるべき部分と、今申しました不健全要素の解消に充てるといふようなことを考えましますと、住民税の百二十二億に上る減税額以上に、いわゆる地方の持ち出し減税をやるといふ余裕は、実際問題として困難であつたというものが、減税を見送りました理由でございます。

○占部秀男君 不健全要素を解消するためには一つは理由があつて、持ち出し減税をやるとは非常に困難であるという、そういう点についても、内容

面については首肯できない点がないわけではないわけですが、少なくともこれだけの大きな収入が、いわゆる地方財政としては未曾有の収入が見込まれておる、譲与税を除いてもたしか七百九十六億、八百億に近かつたと思つておるのですが、それほどのものが見込まれておるといふときに減税がなされないというところは、これは一つの大きな問題点じゃないかと思つておる。そこで、まあ三十四年度は決算見込みでけっこうでありますけれども、ここ四、五年間ぐらいの地方税収の決算ですね。地方税収の決算における、この地方税収の前年度に比べての増収の傾向ですか、ちよつと簡単な数字で、億でけっこうですから、知らしていただきたい。

○政府委員(後藤田正晴君) 今調べまして、後刻御返答申し上げます。

○占部秀男君 これは私、簡単にいいんですが、おそろしくこの四、五年間の税収が前年度に比べての増加というものは、毎年三百億からせいぜい四百億程度ではないかと私は考えるのです。特に局長の言われるなべ底景気と言われた時代には、三百億を切つていたというふうに私は考えるのですが、それでは、概算でけっこうですが、ちよつと出ませんか。億まででけっこうです、おおよそ。

○説明員(大村義治君) 占部委員の御質問の点でございますが、別に御配付申し上げました三十五年度「地方税に關する参考計数資料」に、若干お尋ねの關係の数字がございまして、申し上げたいと思つておる。

その資料の二十四ページ、五ページでございますが、むしろ二十五ページ

をござらんたいだいた方がいと思つておる。二十六年度決算、普通税の中をござらん願ひますと、ずつとございまして、二十七ページの方に計があつてございまして、二十七ページの合計の欄をござらん願ひますと、(B)の目的税と合せて、小計のところをござらん願ひますが、二十六年度決算額、道府県、市町村合算をしまして、計が二千七百二十二億、一年飛びまして、二十八年度決算額が三千三百六十億、二十九年度決算額が三千六百五十八億八千九百四十九万、三十一年度の方は、二十四億九千万、三十一年度の方は、二十四億九千万の方に参りまして、同じ小計の欄でございまして、四千四百九十九億、これは、三十一年度から三十二年度にかけてかなりふえております。三十二年度が五千二百七十一億九千万、三十三年度が五千四百三十九億、大体累年の決算の数字でございまして、御参考に申し上げます。

○占部秀男君 今の決算の数字を見ますと、三十二年度の場合は、約七百億程度ですね、これはふえておりますけれども、それ以外のこの四、五年の傾向というものは、悪いところでは、三十二年あたりは四百、五十億しかふえていない。さういふわけでは、三百億前後というものが大部分であつたと、ちよつとふらふら思つておるわけですが、ところで、この前の減税のときには——去年ですが、またその前にもありました。一昨々年でしたか、いすれにしても、こ

ういふような状態の中から地方税の減税というものが行なわれておる。そういう事態の中で、今度はおそろしく地方財政計画の見込みでも、七百九十六億——八百億近い増収が見込まれておるわけですから、これがそのままその形でいけば八百億をちよつとこえるのじゃないかと、ちよつとちよつと思つておる。さういふような中で、どうも減税が行なわれないというものは、国民に対して私は非常に、何というか、やり方が酷くないか。これ以下の増収という場合でも、減税措置をこのところ一、二回続けて行なつていたのに、未曾有の増収がありながら減税をしないというところは、どうも不健全要素を除くために持ち出し分がないという、単なるそのことだけでは首肯できないように私は考へるわけなんです。局長はどういうお考えですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 地方税の減税についての考へ方の問題かと思つておる。私は、やはり減税の要求というものは謙虚に耳を傾けなければならぬというところは思つておるのでございまして。ただ、納税者の立場から見れば、国税であれ地方税であれ、要するに、減税があれば、それだけ負担が軽減になるというところで、負担を軽減するといふ面から見れば、三十四年度の国民所得に対する税負担が一・九％、三十五年度が、それが二・〇・五％にはね上がつておるので、つまり税の累進性からくる、増減でなくとも、税負担というものは重くなるというところでございます。つまり少なくとも、そこで〇・六％分は納税者に行かしたとらうだといふこの要求があるわけでございます。その場合に、その内容を見ますと、〇・六％の負担の増大を来しております。割合は、昭和三十四年度は六・一％です。三十五年度も六・一％。地方税の負担

は実は同じになっておるのでございまして。で、私もいいたしましては、そういう場合に、はたして国税で減税するのか地方税で減税するのかというよりなことについては、固なり地方なりのそれによつて立つ財政政策がはたしてどうかということも慎重に検討せねばなるまい。また同時に経費の内容でございまして、地方の行政は、御承知の通りに、何と申しましては住民に直結したサービス行政を中心としておるといふような点を考えますと、どういふ税をどういふ方法で減税をするかというところについては、私は慎重に検討しなくちゃなるまい。減税そのものは、これは当然なればならぬにいたしまして、やはりさういふ場合に、ただいま申しましたようなことを考えますと、私は、現在のままの状況では、地方税の減税ということには慎重な配慮を加えなければならぬのじゃないか、このようにまあ考へておるのでございまして。そこで、やはり地方税の減税につきましては、現在政府に税制調査会が置かれております。そこで国と地方との税源の配分につきまして熱心な検討が加えられておるわけでございます。そこで私は、現在の地方財政の中に多くの不合理のあることを承知をいたしております。で、その点については、この税制調査会における税源配分の過程を通じて、この過程の中で地方税の軽減なりあるいは合理化と、ちよつとことをやりたい、かように実は考へておるのでございまして、本年度の減税は見送るといふことにはいたしたのでございまして。

○占部秀男君 今、局長のお答えで、

税源配分の問題も含めての地方税の根本的な検討をしたいという、そういう気持はまあ私はわかるのです。わかるけれども、この税源配分の問題は、あとでまた私はこの問題以外の問題として質問したいと思うのですが、単に税源配分の問題だけで処理できる問題ではないと思う。

〔理事西郷吉之助君退席、委員長着席〕

やはり国と地方との事務事業の問題と、そして国と地方との財政関係、こういうような全面的な立場に立たないと、単なる税源配分ということになると、タコ足を共食いするという結果になるので、これはまああとであれしたいと思うのですが、かりに今局長が言われたようなことを前提とし、かつ、現在の地方行政財政の中には特に財政的には健全な要素が多いので、持ち出し分による減税というものはどういふべきか、現状のままでは、これもまた、局長の言われることを私はそのまま前提として受けたとしても、減税する余地、減税できる余地は、私はいろいろな方法によってあるのではないかと承知しております。たとえば、この八百四十億という大きな増収見込みをそのままにしておいたとしても、国の国税と同じように、非課税あるいは税金の減免されておるものが相当あると思うのですが、そうしたものを整理することによつても、私は、大衆課税の減税を行なう財源になるのではないかと、かように考えるのです。そこで伺いたいことは、現在地方税法の上で非課税措置をとられておるもの、大きなその税目ですね。税目の二、三、それから非課税措置をとられておるこ

とによつて減免されておるところの金額、これの最近の情勢といえますか、内容をお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(後藤田正晴君) 現在の地方税におきまして非課税の措置の金額でございますが、都道府県税について申しますと七十九億九千万円、市町村税について見ますと二百八十九億五千四百万円、計が三百六十八億六千三百万円でございます。

なお、御承知の通りに、地方税は国税にリンクをいたしておるものが相当あるわけでございますので、国税の特別措置がそのまま地方税にかぶつてくるといふ面がございます。それについての金額を申し上げます。府県税が七十六億三千三百万円、市町村税が四十四億八千三百万円、計が二百八十一億一千六百万円、従つて、地方独自の非課税措置と国税の特別措置に伴う減収額と合計をいたしますと、六百四十九億七千九百万円、これだけが非課税の金額になっております。

○占部秀男君 今、局長の最近のこの非課税措置についての報告では、地方団体の独自のものが三百六十八億あり、国税にリンクしたものが二百八十一億、合計して六百四十九億、約六百五十億ある。そうすると、今度の地方財政計画で、地方税の伸びがかりに当初計画に比較しても七百九十億、八百億近くあるし、去年、前年度にすでに食ったものを引いた、その差し引きした結果でも四百五、六十億あるという話でしたが、実際の地方税の収入の見込み、まあ収入見込みというのか、それよりはふえるでしょうけれども、収入見込みですね。今地方財政計画を立てておる。その四百何十億よりもつ

と大きい六百五十億近い非課税措置がここになされておるわけだ。もちろんこの中には、しなければならぬ問題も私はあると思うのですが、また整理する余地のあるものも私たちの目から見れば相当あるように考えられる。たしか去年の国会だと思いましたが、国の方の非課税措置の問題についてはある程度の整理をして、あれはたしか四十億か八十億か、私記憶がないのですが、なんでも百億以上だったと思うのですけれども、この非課税措置の整理をしたと思うのです。あのときに、予算委員会、大蔵大臣に私もその問題で質問したんですが、結局あの当時は国の問題であつたけれども、当然国で非課税措置の整理をする以上は、地方としても地方独自の形で非課税措置の整理をする、少なくとも、その非課税措置の整理がどの程度行なわれるかは別としても、今度の地方税法の改正の中には、それが芽を出しておらなければならぬと私は考える。ところが、今度のこの法案を見ると、一切そういう点については、まあ言葉は悪いけれども、ほかかむりのような形になつておる。これは、非常にわれわれとしてはいただきたい点である、同時に、局長がさつき言われた、不健全な要素があるために、持ち出し分による減税はできないと言われておるけれども、それをそのまま国民の立場から言つて、首肯できない一つの理由に私はなつておる。こういう点については、むしろもつと自治庁の方で勇氣を鼓してこれらの整理に当たれば、この法律案は、このままどうしてもめなないような気がしますが、その点はいかがですか。

○政府委員(後藤田正晴君) お説の通りに、現在の租税特別措置あるいは地方税におきまして非課税措置、課税標準の特例、こういったものは、できる限り整理をすべき筋合いのものだ、かように考えております。ただ、特別措置そのものにつきましては私の考えは、まあ、国の経済上の政策なり、あるいは社会政策上の要請というふうなものは、普通は歳入を通じてやると思いますが、私は、それは、そういう場合には、やはり歳入面を通じてやるといふことは、これは差しつかえないのじゃないかというふうにも考えるわけでございます。従つて、租税の特別措置そのものは、私はやはりやるべきときにはやつてもよろう、こういうふうに思つておるわけでございます。ただ問題は、これがどうも一たんやりますという、その必要がなくなつたにかかわらず、いつまでも続くという、ここに非常な弊害が生まれてくる。結局その面は、誰かの納税者がかぶつておるということになるわけでございます。この、勢い不必要になつたものが残つておるというところは、これは負担の不均衡というところになるわけでございます。そういう面から見て、私は租税特別措置の必要性は認める。私も、おっしゃる通りに、整理すべきものはやはり勇断に整理すべきだという考え方は持つております。ところが、現在の地方税が国税と違ふのはどういふところが違ふかと申しますと、国税の場合には、重要物産免税ですとか、あるいはものに期限を切つてあります。ところが、地方税の期限なしの非課税規定なんです。ここに地方税制度の上に大きな問題点があると思ひます。そこ

で、この問題については、私も現在政府の税制調査会に持ち出しまして、現在一般部会で審議を願つております。私もとしては、やはりお説の通りに、この非課税規定の整理は、必要のなくなったものはやらねばならぬというふうに考えておる次第でございます。ただ問題は、現実となると、なかなかこういう制度は、一たんできましていふと、まあ既得権みたいなものでございまして、実現には容易ならざる決意が必要であらう、かように考えております。

○占部秀男君 この点についていろいろ、率直に言へば、政治的な情勢が反映する問題であらうと私は思ひます。で、これは大臣に、あとで一つそういう点について伺ひたいと思ひます。すけれども、ただこの際、局長にお伺ひしておきたいことは、少なくとも国税では、私それはあとで出さうと思つたのですが、局長さんに言われたので、非常にあれですが、年限が切つてあるのです。地方税は、当然やはり無期限の私は減免措置というものはあり得ないと思ひます。たとえば、産業上の要求によつてやる場合でも、やはりこれがどうも永久に、何というか、一つの産業を育成するために永久に非課税にするとか、そういうふうないろいろな事情が五つ六つあつたと思ひますけれども、そういうことは、ちよつとどうも常識上からいつても私はあり得ないと思ひます。少なくともここ最近のうちに年限を切つてこれを整理することについては、これはもう局の立場としても踏み切つてもらわなくてはならぬ。対象を整理する問題については、私は政治的な影響もあると思

いますし、こちらはこちらとしての要求の面もありますから、これは他に譲りまされども、年限を切るということは、調整上の技術的な問題ですから、率直に言つて、従つて、この点については、局長としても踏み切つてもらわなければならぬ、こういうふうな思ふのですが、あとの点は私保留して、大臣が来たときにお伺ひしたいと思ふのですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(後藤田正晴君) 税制調査会等の動きともならみ合わせまして、私は、お説のような点で検討して参りたい、かように考えます。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから委員会を開いたします。

午前中に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、質疑を続行いたします。

○鈴木壽君 市町村民税の準拠税率の引き下げの問題ですが、現在の準拠税率でやっておるわけなんです、もつた表を見ますと、超過課税が相当あるようでありまして、これは、市町村の敷金なんかありませんか。この超過課税をやっておるところですね。

○説明員(鎌田要人君) まず、所得割の課税方式別の採用状況から申し上げますと、全市町村——ちよと昨年の

七月一日現在でございますが、三千五百六十二市町村でございます。三千五百六十二市町村の中で、第一課税方式をとつておりますのが四百九十七市町村でございます、全体の一四%でございます。

○鈴木壽君 ちよと待つて下さい。それはこの表の中にありますがね。超過課税をやつておる所、それを今これから言つて下さるのですか。

○説明員(鎌田要人君) オブション・ワン・オブション・ツ、ひつくるめてございませう。

○鈴木壽君 ええ、そうです。じゃ、今言つたようなことで、ワン、ツ、スリー、あるいはただし書き、このそれぞれについて一つ……。

○説明員(鎌田要人君) 次に、オブション・ツ、ただし書きをとつております市町村が二千八百二十でございまして、全体の七九・二%でございす。それで、この第二課税方式ただし書きをとつております市町村の中で、準拠税率をそのまゝとつております市町村と、それから、準拠税率をこえております市町村の別を次に申し上げます。これも、同じく去年の七月一日現在でございしますが、第二課税方式ただし書きをとつております市町村の中で、準拠税率をそのまゝ採用してあります市町村が七百四十四市町村ございまして、これは、全体の第二課税方式ただし書きをとつております市町村の中の二八・四%、約三割に当たつております。それから、ただし書きをいたしました準拠税率をそのまゝ採用いたしました市町村が、しかしながら、準拠税率の設定に伴ひまして減税を何がしかやつておるといふ市町村

が、千八百二十七市町村からただしまの七百四十四市町村を引きますから、約千市町村ございまして、それで、準拠税率をそのまゝ、それから、この準拠税率の設定に伴ひまして従前よりも減税を行つております市町村が、全体で、ただし書きをいたしました千八百二十七市町村、すなわち全体の六九・八%に当たつておる。こういう状況になつておるわけでございます。

○鈴木壽君 今度また税率を下げるわけなんです、これについてどうなんですか、見通しは、あなた方として、この標準税率引き下げに伴つて、各市町村でこのように実行されると、このように見込んでおられるのかどうか、この点……。

○政府委員(後藤田正晴君) ただいま市町村税課長からお答えいたしましたように、三十二年の準拠税率設定後の状況を見ますと、約七割が準拠税率をそのまま採用あるいは軽減という措置をとつたわけでございますが、今回の準拠税率の設定に伴ひまして、率直に申し上げて、すべての市町村が減税をするというのを期待することは、直ちには無理ではなからうか、やはり相当の期間を待たなければ完全な実行は期待できないのじゃないかと、かように私は考えておりますけれども、私どももいたしましては、今回の減税におきましては、地方団体側から言わせれば、百二十二億の減税に對しまして三十億しか補てんの措置がないじゃないかという不満はあろうかと思ひます。なりあるいは地方団体における最近の増収状況というふうなものから見て、かれこれ勘案して三〇%ということに

ともかく、団体側としては不満足でありましようが、国としても減税に伴ひ財源措置をしたわけでございます。そこで、私どもとしては、何としても、地方団体にこの際は減税額を納税者に返していただくという措置をぜひとつてもらいたいということで、自治庁といたしましては、地方団体に十分依頼なりあるいは指導なりをいたしていきたい、かように考えております。

○鈴木壽君 今回の百二十二億の全体での減収になるというこの計算、それから、平年度では百三十八億円の減収になるという計算ですが、今おつしやつたようなのを見越して、平年度では百三十八億円と、こういうふうな考へておるのですか、どうですか、この点……。

○政府委員(後藤田正晴君) 百二十二億及び百三十八億の計算は、準拠税率そのまゝではじいた減収額でございます。

○鈴木壽君 そうすると、この問題ですね。非常に私心配な点があるわけなんです。今も局長も、市町村の財政の事態からいって、なかなか容易でないのじゃないかというふうな見通しを持つておられるお話もありましたので、これは、何と云つても、住民税と、それから市町村におきましては普通通のところでは固定資産税、これが二つの大きな中心になる財源だと思ひますから、その減税ですから、しかもこれは、町村団体の側から出たそれになしに、いわば国の所得税の減税に伴つての一つのそれなんぞでございます。非常に私しるのじゃないかという気がするので、と同時に、これは、また局長もお話がありましたように、

減収に對する補てんが十分でないというところで、もしこの補てんが十分になさるというふうな場合には、これはもちろん町村でもやるでございませうけれども、今回の補てん額といふのは少ない額でございませうから、そういう点からいって、私は非常にむずかしい問題があるのではないかと、いふに考へるわけなんです。もう一つは、従来の準拠税率、それもまだ守られておらない、それよりオーバーしておる所が大体三割くらいある。こういう先ほどのお話だとすれば、特に今回のそれといふものと二つ重なつたやうな格好で、事情をなかなかむずかしくしておるのではないだろうか、こういうふうな思ひわけなんです、これは、指導といつても、どういふ格好でおやりになるのですか。減収補てんの問題についてはまたあとでお聞きしますが、一般的にこの指導の問題について……。

○政府委員(後藤田正晴君) 今回のこの減税は、都道府県民税は、これは当然減税になります。それから第一課税方式の所も、これは当然の減税になります。問題は、第二課税方式、第三課税方式の採用市町村についてでございますが、その減収額が約四十億でございます。この分についての指導が、まあ厄介な問題になるわけでございます。分といふようなものについて、地方税の減収に伴ひ地方財政に對する影響といふようなことを十分考へまして、財政の健全性を維持するといふやうなやり方で補てんが行なわれるはずでございますので、私どもとしては、先ほど申しましたように、直ちにすべ

てが減税を期待できる状況には私は率直に言っていないと思ひます。けれども、少なくとも私も私として、ぜひ減税をして納税者に返していただくという強い指導をいたしたい。そこで、私もいたしたい。この法案が成立をいたしますれば、具体的に減税のやり方まで詳細に示して、それによって県を通じて市町村にお願いをする、かようにいたしたい。具体的指導を私どもとしてはやりたいと、かように考えております。

○鈴木壽君 ちよつと今のお話に關連をして。百二十二億の減税の内訳、府県分あるいは第一、第二、第三、これの数字をちよつとと言つてもいい。

○政府委員(後藤田正晴君) 百二十二億の減税の内訳は、都道府県民税の關係が九十五億、そのうち都道府県の關係で交付団体に属するものが十五億でございます。市町村民税の關係では、交付団体に属するものが五十二億、従いまして、交付団体が六十七億の減税と、かように相なっておりますが、それを課税方式別に申し上げますと、市町村民税のオブション・ワン及びオブション・ツー本文、スリー本文の關係が五十四億五千八百萬でございます。それからツータだし書きが三十九億五千萬、それからスリーだし書きが一億四千二百萬、かように相なっております。

○鈴木壽君 そこで、これは私、実は今申しましたような心配を持っておるわけですが、今後指導してやらせる、こういうことなんです、何といつても、やはりやらせる場合に、一番市町村の方でしるものは、減税補てんが

はたしてどの程度やられるかということになると思ひます。今回のあの臨時特別交付金ですか、この三十億で減税補てんにというふうなことにだと思ひますが、この配分を具体的にどういふふうにおやりになるのか、これはちよつと、別の法律案として出ておりますから、その機会にまたいろいろ話し合ひが出るだろうと思ひますけれども、一応ここで聞かしておきたいと思ひます。

○政府委員(後藤田正晴君) 臨時特別交付金は、御承知の通り、減税問題をきつかけにこういう制度ができたわけでございますが、その交付は、特別交付税の交付の例によるということにいたしております。従いまして、特別交付税の交付の際の算定の基準に、今回の減税の財政に与える影響、これを反映するよう項目を総理府令で一項目加えることにいたしております。それによつて三十億の配分を考えていきたい。かように存じております。

○鈴木壽君 当然、特交で配分する場合には、総理府令を改めなければならぬ。今お話のあったように、一項目を加えるということになると思ひますが、そのいわけの項目なりその内容、これは減税補てんそのものずばりでやつていくのですか。それとも何か別に、その町村の財政力とか何とか、そういうものを含ませるのか。その点はどうですか。考えておられるところは……。

○政府委員(後藤田正晴君) これは、詳細は財政局長の所管に相なりますけれども、私も今考えておりますところは、住民税の減税の影響を反映する項目を一つ総理府令の中に入れる。

で、具体的な配分の際には、財政力等ともならみ合わせまして、特別交付税と一緒に交付をする、こういうことにいたすつもりでございますが、なお、細部のことにつきましては、大蔵当局とおそろく財政当局で話し合ひをしておる段階ではなからうか、かように考えております。

○鈴木壽君 そうしますと、その三十億の配分についての原則的なこともまだきまつておらないということですか。大蔵当局とこれから自治庁の方と話し合ひをしなければならぬというよりな意味のお話があったように、そのようにお聞きしましたか……。

○政府委員(後藤田正晴君) 原則的な点は、ただいま申しましたような線できまつております。ただ、細部の点の手続などが残つておるだけでありまして。

○鈴木壽君 私ども、これは常識的に考えていて、百二十二億の減税がある、三十五年におきまして。平年度で百二十八億、こういうのですが、今度百二十二億の額に押えた場合に、これは、交付税の配分の際に、基準財政需要と収入の關係で七割はそこの中に、交付税の中に見てもらえる、こういうふうな常識的に考えていいのですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 交付税の算定の際には、当然減税があつたものとして基準収入を算定いたしますので、お説の通りでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、残り三十六億という額にならうかと思ひますが、せめて三十六億何がしという、この額があれば大体交付税を見られると、直接見るというわけではございませうが、計算の中に含ませられるもの

が七割、残りの三割が見られると思ひますが、今回は三十億のわけですね。そうすると、六億六千万円ばかり概算して足りない、こういうことになると思ひますが、ですから、三十億の配分にあつては、全額を減税の補てんというそのものに振り向けても、それでもなおかつ、実は全国的にいへば、総体が足りない、六億六千万円ぐらゐの金が足りない、こういう大まかな計算になると思ひますが、そこら辺、そういうふうな考えていいんですか。

○政府委員(後藤田正晴君) お説のような理論の基礎に立てば、そういう考へ方ができます。これは、現実に予算折衝の際の大蔵当局の考へ方がそういう考へ方でございます。しかし、私どもはそれとは違ひ、考へ方を持ちまして、やはり交付税というものは、本来当然それだけいくべき筋合いのものとございまして、その中にこれが食ひ込んでくるということで、地方財源全体としては、この減税の影響、百二十二億そのものが影響するのだということでは、実は主張をいたしておつたのでございまして。従つて、そういう観点に立てば、また違ひ理論も成り立つというところにならうかと思ひます。

○鈴木壽君 私、実は大蔵当局の立場に立つてものを言つておるのじゃなくて、確かに百二十二億の減税になりますから、それだけでなく交付税は別に來ますから、何かの項目なり、単位費の計算によつて、私、大蔵当局のようによつて、あなたの方にこれではございませう、という意味ではないのです。まず最小限、今のこの段階に來て、交付税の配分の中に何とかの格好

で大体七割ぐらゐ見られるものがあるのだ、あつたものではないものというところで、実はほんとうの意味での見方ではないと思ひますけれども、しかし、残る少なくとも三十七億ぐらゐは、これは最悪の場合やはり補てんしてやることに必要じゃないか、こういう一歩退却して、現実の問題としてやつた場合に、そう考へるのですが、大蔵当局のあれを私は支持してあなたの方をという意味では毛頭ないのです。そこで、今言つたようなことからしても、なおかつ少し足りないのだと、この場合に、やはり私は、三十億の配分という場合に、あまり財政力とか何とかという考へ方の要素をこれにからみ合わせないでやる方がいいのじゃないかという氣持を私は持つておるわけなんです、そういう意味でお聞きしたわけなんです。まあそれが市町村のいろいろな財政力を見るとき何となくということでは、従来の交付税の見方でも、それは特交の場合でも見ておるのですから、それはそれとしてやつて、現在のこれはほんとうの意味での減税補てんという格好でやつた方が私は筋が通るのじゃないかと、こういう考へ方なんです。その点どうですか。

○政府委員(後藤田正晴君) まあまさに先生の御意見は、私もさういふ考へ方に立つわけではございまして、やはり財政全体の立場から考へますという、減税の影響も含めて、地方の財政の健全性をそなわねえというふうな立場に立つて、財政状況を勘案して減税の影響も入れるという、二つの要素で減税補てんを行ないたい、こういうことに相なつておるのでござい

○鈴木壽君 まあ話し合ひでそういうふうになっておるようですから、私がそう言つても、あるいは簡単にあなた方はその通りでございませう、そういうしましよなんて言えないかもしれませうけれども、実は、いろいろな各市町村の今の財政状態からいって、特に貧乏な農村地方では、これは、さつき言つたように、非常に痛い問題だと思ふのです。ですから私は、やはり痛いけれども、しかし、減税はしなければならぬと、国の減税に伴う一連の措置として、住民に幾らかでも負担を軽くしてやるという意味において、なければならぬという、そういう立場に立つてやつてもうたうためには、やはり落ちたものだけは何とか確保してやるということが、やはり現実のいろいろな町村のそういう状態からして、ぜひとも私は必要だと思ふのです。

それ以外の、やはり財政力とか何とかといったような要素があまり入つてくると、それでなくとも足りない三十億が、変な格好で使われやしないか、変な格好と言つて、言葉は少し悪いのですけれども、そのもの出でた金のその性質からいって、それと似たようなふうに分けられるような心配が私には言えないと思ふのです。そういうことを私心配するのです。ですから、財政力に見合ういろいろな手当の仕方は、これは今の特交でも見ておるのですから、十分とはいへなくてもですね。そういう面でも従来のように見てやると、これが今回のこの一連の措置とすれば、一番いいやり方で、町村でも安心をしてこういう税率によつた課税の仕方をするのじゃないか、私はこう思ふのですがね。そこら辺、さつきも言つ

たように、一応あなた方の内部なり、あるいは政府内部で、一つの方針みたいなものをきめておるとすれば、なかなか、いやそれでございませうとは言えないけれども、局長どうですか、その点は。

○政府委員(後藤田正晴君) ただいまの点は、実は財政力を見るときは、さつき言つた第二、第三課税の方式を採用して、おる市町村が、実は財政力稀薄な団体がそういう方式を採用して、結果的には、御心配になつておるやうなことはなく、当該団体に補てんが行くこと、こういうことにならうかと思つておられます。

○鈴木壽君 私はね。やはり今のお話のように結果的にはあるいはなるかもしれないけれども、しかし、考え方として、一応これは私なりの見解ですけれども、私が言つておるやうな意味での筋を通したやり方をすることが町村に安心を与える。なおかつ、それやつても金の絶対量が足りないのですから、いろいろな問題が出てくるわけですから、これを特交でさらに勘案をしてみてやるという形をすれば、相当安心をした形で今回の市町村民税の減税が行なわれていくであらう、こういうふうに思ふわけですが、その点、これはあとで財政局長なり、それからあるいは大臣あたりからもうちょっとお聞きしたいと思ふ。何か私は、今回の三十億の配分というところに心配な点があるのです。心配な点というより、かむしろ出てきた金の筋道からいって、とそれるやうな使い方をされるのではないかと、こういうふうな気がいたすもので、これをさらにあなた方は

は交付税を全体の特交の中に含めてやるといふのですから、交付税全体の三十億増額になつたといふやうな考えでやつていくやうな気配も見えぬのです。私は、やはりどうして、減収に伴う一つの政府の措置として、当然その考え方を守つてやるべきであるといふことを考えておるわけですから、以上、どういふことを申し上げたわけですか。

それから関連をして、非常にややこしい第一、第二、第三ただし書きのついた五つの方式が現在までずっとこのまゝに續けられておる。このいまだいた資料によつて見ますと、さつき鎌田課長からもお話がありましたように、傾向としては、八割ちよつとの市町村が第二方式をとつておるというふうになつてきておると思ふのです。第三というものは、全体からいへばきつめて不足であります。この方式の統一といひますか、整理といひますか、こういうことを一つこの機会に考えなくともいいのですかね。この点一つどうですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 現在の住民税の課税方式について、何とか合理化をするやうにといふ御報告は、従来から税制調査会なりあるいは地方制度調査会なりからもたびたびあつたといひたいして、二つの実は観点から言われておるやうであります。一つは、住民負担の均衡がとれていないのではないかと。その面から何らかの形で合理化をしたかどうかといふことが第一点でございします。第二点は、国税にあつてもリンクし過ぎる。従つて、国税の増減税をまともに受け過ぎる。従つて、国税とのリンクをして、面を遮断する

といふことがいいのではないかと。こういう面から課税方式を合理化したらどうか。この二つの意見が実は出ているのでございします。私も、私どももいたして、現在この課税方式については何らかの改善の措置を加えたいといふことで、これまた税制調査会で現在審議をしていただいております。ただ問題は、統一をしるやうな場合に、第一課税方式に統一をすべしといふ考え方と、第二課税方式に統一をすべしといふ考え方、いま一つは、何か新しい課税標準の取り扱い方はないのかといふ、この三つの点が現在議論をせられておるのです。私どももいたして、まだ結論はあつておらず、出しておりませんけれども、この課税方式が幾つあるといふことの根底には、やはり地方の経済力のない団体が税源に乏しいという結果やむなくやつておる。現在の税法でも、建前は、やはり第一課税方式で第二、第三の本文が建前ではございますが、財政上必要があるときにはたし書きを採用できるというところになつておるのです。ただし書きが非常に負担が重いといふことでございします。そこで、やはりこの根本の貧弱団体に對する財源を賦与してやるというところを考えませんといふと、形式的に統一をいたしても、地方税の特色として、やはり超過課税がやむなく行なわれるといふことになりまします。負担の均衡といふことはやはり達成できないといふむずかしい問題があるわけでは、やはりこれは改善をしたいと思つておるわけですが、その根底となる貧弱団体に對する財源をいかにして賦与するかとい

う、この問題とあわせて解決をしなければ目的が達成できない。あわせて私どもとしては検討し、改善をしたいと、かように考えております。

○鈴木壽君 これは、今の局長のお話のように、根本的な問題は、かわりに何かの方式に統一する。あるいは新しい方式が生み出される。こういう場合に、今の貧弱な財政力しか持つておられない。もつとはつきり言つて、財源に乏しい市町村に、一体はたして実情に合うかどうかといふことは、これは私は根本的な問題だと思ふ。そこで、財政力を与えながら、統一なり、あるいは新しい方式を生み出していききたいという考え方だと思つておるのですが、さつき言つた、何か今度の、税制調査会ですか、やつておられますか、ああいうものの結論を待つておると、まあ、あれは県税、市町村税、いろいろ多岐にわたる問題を検討しているはずなんです。そういうものの結論を待つておる、こういう意味なんですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 税制調査会は三十七年まであるわけでは、私どもとしては、でき得れば三十六年度に課税方式の問題は結論を出すようにしていただきたいつもりで御審議を願つておるのでございします。

○鈴木壽君 三十六年度にできるやうにといふのは、さうしますと、やはり全般の問題としては、何といひますか、解決されない中で、これだけを取り上げておることもむずかしい段階ではないかと思ふのですが、そこら辺はどうなんですか。

○政府委員(後藤田正晴君) その点は、

○委員長（新谷實三郎君）速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（新谷實三郎君）速記を始め

次会は、四月十二日午前十時から開
会することにいたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後二時十七分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託さ

一、行政書士法の一部を改正する法

律案（衆）（予備審査のための付託は三月十八日）

昭和三十五年四月十三日印刷

昭和三十五年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局